

令和 5 年度文部科学省における EBPM 推進に向けた取組方針

令和 5 年 4 月
EBPM 関係課長等会議

政府の政策立案に当たっては、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）等に基づき、EBPM（Evidence-Based Policy Making）を推進することが求められている。また、今後の EBPM の取組については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日 閣議決定）、行政改革推進会議（令和 5 年 3 月 31 日、議長：内閣総理大臣）における総理指示等を踏まえ、行政事業レビューを幹部・管理職を含めた組織的な EBPM の実践の場とし、政策の立案・改善や予算編成プロセスといった意思決定プロセスで活用することを中心に推進していくこととされたところ。

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）（抜粋）

「行政の無謬性にとらわれず、デジタル技術も活用し、予算編成プロセスなどで EBPM に基づく意思決定を推進するなど、より機動的で柔軟な政策形成・評価を可能とする取組を進める。」「EBPM の手法の実践に向け、行政事業レビューシートを順次見直し、予算編成プロセスでのプラットフォームとしての活用等を進める。また、政策立案・実施に投入するリソースの確保に向け政府の評価関連作業の合理化を進めるとともに、EBPM の取組を強化するため、エビデンスによって効果が裏付けられた政策やエビデンスを構築するためのデータ収集等に予算を重点化する。」

政策評価についても、「政策評価に関する基本方針」（令和 5 年 3 月 28 日一部変更）において、機動的かつ柔軟な政策展開を図るため、政策効果の発現経路を明確にするなどして、政策の特性に応じた指標の設定や分析手法の選択を行うことにより政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組み、意思決定過程での活用を促進することとされたところ。

また、文部科学省創生実行計画（平成 31 年 3 月 29 日文部科学大臣決定）においては、現場に根差したより質の高い政策立案を行うため、現場に存在する課題を的確に把握・分析しエビデンスベースの政策立案を実行することとしている。

その際、多岐に亘る政策分野においてデータの取得・分析手法等が異なるため、EBPM 的手法を画一的に適用するのは困難であることから、政策分野の特性や事業内容等を踏まえ、定性的な事例等を含む様々な情報をエビデンスとして収集・整理し、それぞれにふさわしい分析手法について実践を積み重ねながら見出していく必要がある。

以上を踏まえ、EBPM 的手法を戦略的に活用するため、以下の取組を行う。

1. 基本的な取組方針

(1) 各種政策プロセスにおける EBPM 的手法の実践及び知見の蓄積

① 予算事業

行政事業レビューを、幹部・管理職を含めた組織的な EBPM の実践の場として、政策の立案・改善や予算編成プロセスといった意思決定プロセスで活用し、EBPM の基礎を

築いていくため、行政事業レビューシートを、

* どういう政策課題があり、

* それを解決してどういう状態にしたいのか（目標）

* どういう手段（活動）で解決しようとしているのか

* 目標に向かって進んでいることを確認できる指標はどのようなものか

などについて、国民や予算編成プロセスの関係者等に分かりやすく表されるよう作成する。

具体的には、原則全ての予算事業について、データ等を活用し、現状分析、課題の特定、事業の目的・目標・成果などの明確化を行い、行政事業レビューシートを作成し、予算編成過程（財務省説明等）で積極的に活用することとする。

また、ロジックモデルは、政策の効果の発現経路を明らかにするものであり、政策形成・改善、コミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、作成を推奨することとし、このうち後述する一部の事業等については、ヒアリング等を通じてそのブラッシュアップを図る。

こうした取組を通じて、

① 長年続けられてきた事業であっても、改めて効果を適切に検証し、十分な効果が上がっていないものについては、廃止や改善等の見直しを迅速に行う

② 未知の課題には最善と考える対応を速やかに行った上で、データ等に基づき、その効果を把握して、政策をブラッシュアップすることを徹底する

ことなどにより、政策の質の向上や無駄の削減に取り組む。

このとき、行政事業レビューにおいて主として目指すのは原則全ての予算事業での基礎的なEBPMの実践であるが、事業の重要性、事業環境の不確実性、事業の効果の予測可能性、効果検証の費用対効果等を踏まえ、より発展的な効果検証を設計・実施し、その結果を事業（同様の事業目的を有する他の事業を含む。）の改善に効果的に活用するなど、事業の効果を追求する取組を行うよう努める。

なお、行政事業レビューシートの品質管理については、「行政事業レビュー実施要領」（令和5年3月31日改正）を踏まえて実施するとともに、ロジックモデルの品質管理は、後述のとおり大臣官房政策課政策推進室（以下「政策推進室」という。）を中心としたEBPM関係課が協力して行うこととする。

② 予算事業以外

規制等の立案等及び租税特別措置等については、政策評価法に基づく事前評価が義務付けられている。担当課はこの枠組みを活用して、ロジックの明確化、費用や効果の定量的な把握・分析、代替案との比較など、EBPMの観点から検討を積極的に実施するものとする。

また、税制改正プロセスにおける税制当局への説明においては、要望する租税特別措置等の必要性及び政策効果に関するデータ等のエビデンス並びにアウトカム（成果目標・成果実績）の測定指標を提出する。

このほか、各種計画・施策パッケージ等の立案・見直しの際にも、その内容に応じて、EBPMの手法を積極的に活用する。例えば、ロジックモデル等を活用して、政策効果の発現経路を明確にし、政策の特性に応じた指標の設定や分析手法の選択を行うことにより、政策効果の把握・分析をより適切に実施し、機動的で柔軟な企画立案につなげることが望ましい。

(2) EBPM 推進のための人材の確保・育成

新しい時代に対応した政策の企画・立案を行うためには、日々変化する社会情勢や国民の価値観の多様化を踏まえ、PDCA サイクルを円滑に進めていく必要がある。その際、EBPM の観点から、政策目的の明確化やデータ等のエビデンスの活用により、目的達成のための効果的な政策手段の検討や政策の質の向上を図ることが重要であり、「EBPM を推進するための人材の確保・育成等に関する方針」(平成 30 年 4 月 27 日 EBPM 推進委員会・統計委員会決定) 等も踏まえ、EBPM を活用するために必要となる知識の習得・知見の共有を行う。

また、データ人材の育成が求められる中で、データの基本的・標準的な考え方の習得と、データを分析するスペシャリストの養成を目的とした二種類の人材の確保・育成のための取組を、「車の両輪」としながら強化する。

(3) EBPM 推進に資する統計等エビデンスデータの取得・活用・共有の促進

EBPM 的手法を推進するためには、その証拠となる統計等エビデンスデータの整備・改善が重要であるため、以下の取組を通じて取得・活用・共有の促進に努める。

① 施策の企画・立案段階からの統計等のデータの取得・活用

担当課において、統計等のデータの取得・活用を図り、新規事業の構想段階から、施策の企画立案に必要なデータを取得するための事業設計を行うなど、統計等のデータの取得方法の検討を含めた企画立案を行う。特に、新規事業の予算要求を決定する際には、予め効果検証の方法やそれに必要なリソース（既存リソースを含む）について十分検討する。なお、教育・科学技術分野については、総合教育政策局調査企画課及び科学技術・学術政策局研究開発戦略課が主体となり、国立教育政策研究所や科学技術・学術政策研究所（NISTEP）と連携を取り、現場のニーズに合致する統計等のデータの活用及び共有を行う。

② 統計等データの公表

白書等の各種報告書・審議会資料等において、政策判断の根拠となったデータ等について他者による検証も可能となるよう、出典や分析方法等を明示したり、機械判読を可能にしたりするなど、行政データの一層の利活用に努める。

③統計等データの棚卸

各担当課において統計調査や各種調査・アンケートを実施する場合には、既存データの有無を確認するとともに、調査報告者の負担軽減について留意する。

(4) 政策評価及び省内の他の取組と連携した効果的・効率的な実施

行政事業レビューや政策評価（規制・租税特別措置等に係る事前評価を含む）、各種計画・施策パッケージ等の立案・見直しの際に作成したロジックモデルや効果検証等に係る情報を有機的に連動させることにより、関連作業のずれや重複を排し、効率的で一貫した政策の評価・見直しのサイクルを構築するよう努める。

2. 具体的な取組

(1) 行政事業レビューにおける EBPM の実践

①新しい行政事業レビューシートの作成について

原則全ての予算事業について、行政改革事務局から提示された様式に基づき、行政事業レビューシートを作成する。

その際、当該事業について、どういう政策課題があり、それを解決してどういう状態にしたいのか（目標）、どういう手段（アクティビティ）で解決しようとしているのか、目標に向かって進んでいるか、進んでいない場合はどのように改善しようとしているのかといった事業担当課の考えを明確にした上で作成するものとする。

このことにより、以下のようなメリットが生ずることにも留意する。

- ・ 今後の予算編成時のコミュニケーションコストを下げることに資する
- ・ 国民に対して、事業の進捗や対応状況等を適切に伝えることができる
- ・ 事業担当課が、事業の改善に有益な情報を得る仕掛けを整理できる

また、「文部科学省政策評価基本計画」（令和5年4月1日文部科学大臣決定）を踏まえて令和5年度から試行される、新しい政策評価制度においては、政策体系等を通じて、行政事業レビューと政策評価を連動させるとしていることに留意する。

②ロジックモデルについて

I) ロジックモデルの作成については、全事業（事業の性質上馴染まないものを除く）での作成が推奨されるものであるが、特に重要な事業や、対外的な説明を必要とする事業については、必ず作成することとし、ロジックモデルのブラッシュアップを通じて、事業内容を精緻に検討し、事業の必要性や有効性についての説明内容を深めることが強く推奨される。これを踏まえ、令和5年度は、以下の事業を対象として取り組むものとする。

○公開プロセスの対象事業、重点フォローアップ対象事業

行政事業レビュー外部有識者会合において決定した公開プロセスの対象事業については、作成したロジックモデルを事前勉強会において有識者に提示し、事前勉強会での議論を受けて必要に応じて修正の上、その他の公開プロセス関係資料と併せ

てHP上で公表する。また、公開プロセス終了後、必要に応じて修正の上、レビューシート最終公表の際に併せてHP上で公表する。

また、行政改革事務局による重点フォローアップの対象となっている2事業についても、改善に向けた検討の中でロジックモデルを作成し、必要に応じてレビューシート最終公表の際に併せてHP上で公表する。

II) 作成したロジックモデルについては、以下の流れによりブラッシュアップ及び活用を図る。

○公開プロセスの対象事業

- ・対象事業確定後、担当課はレビューシートの作成と合わせ、ロジックモデルを作成する。ブラッシュアップするに当たっては、政策推進室取りまとめの下、EBPM関係課と連携して確認や相談を実施する。
- ・公開プロセスの事前勉強会などの機会を通じ、外部有識者の知見を活用する。
- ・作成したロジックモデルは、文部科学省における取組の成果として、次年度以降に参照可能な資料として知見を蓄積するとともに、次年度の概算要求・行政事業レビューにおいても活用する。

③優良改善事業表彰について

事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、行政事業レビュー推進チームの統括責任者等から表彰するとともに、府省庁内に普及させていく。

(2) EBPMの実践を支える基盤整備

政策の立案等に携わる職員が、日常の業務遂行においてEBPMの基本的な考え方を身に付け、実践できるような環境を整備するとともに、特に幹部・管理職職員を通じて、現状維持よりも環境変化に対応することが高く評価される組織文化の構築・定着を図るため、以下の取組を行う。

①EBPM研修の開催

広く幹部・管理職職員までを対象にしたEBPMに関する基礎的知識を習得するための研修や外部有識者による講演、ロジックモデル作成のための実践的な研修、EBPMを実施した担当課による知見の共有、統計等データや効果検証等に関する基礎的・応用的知識の習得のための研修を実施する。

令和5年度においては、政策推進室において作成したEBPMマニュアルの普及及び「令和4年度文部科学省における基本的な政策の立案・評価に関する調査研究」において実施した研修や府省横断勉強会の動画のオンデマンド配信により、EBPMに係る基礎的な理解を促進するとともに、効果検証に係る実践的なワークショップ形式の研修などの応用

的な研修を実施することで、政策所管部局の EBPM に係る具体的な取組を支援する。

②外部有識者等への相談体制の整備

・文部科学省 EBPM アドバイザー

EBPM について専門的知識を有する者を「文部科学省 EBPM アドバイザー」として委嘱する。アドバイザーは、文部科学省が行う EBPM の取組等に関して、基礎的知識等に係る省内職員への普及啓発を行うとともに、EBPM に関する実践事例の創出・蓄積及び EBPM 的手法の検証について指導・助言を行う。省内職員はアドバイザーに積極的な相談を実施する。

・文部科学省における政策評価に関する有識者会議委員

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づき開催する、「政策評価に関する有識者会議」有識者委員についても、政策評価や EBPM に関する助言を得るため、個別の相談なども含め、積極的な活用を図る。

・文部科学省行政事業レビュー外部有識者

「行政事業レビュー実施要領」に基づき、文部科学省行政事業レビュー外部有識者会合の委員による行政事業レビューシート及び基金シートの厳正な検証を行っているところであり、本プロセスでのやりとりを通じて、事業内容の改善に外部有識者の知見を活用する。

・その他

教育・科学技術分野については、担当課の求めに応じて、国立教育政策研究所や科学技術・学術政策研究所（NISTEP）において、適宜助言等を実施する。また、担当課は、必要に応じて、政策推進室を通じ、EBPM 補佐官などの行革事務局等の支援制度を積極的に活用する。

(3) 教育分野等における EBPM の推進

● データの利活用を推進する環境の構築

- ・文部科学省 CBT システム（MEXCBT）の初等中等教育段階（全国学力・学習状況調査や地方自治体独自の学力調査等における活用等）や、高等教育段階の更なる活用推進

※令和 5 年度全国学力・学習状況調査中学校英語「話すこと」調査にて活用予定。

- ・文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) の本格運用（約 100 調査を実施予定）。
- ・「教育データ標準（4.0）」の策定
- ・様々な教育データを組み合わせたデータ分析等の更なる推進
- ・教育データを利活用するに当たって、個人情報等に関して安心・安全を確保するため、自治体等が留意すべき点を整理した「教育データの利活用に係る留意事項」の改訂
- ・文部科学省・国立教育政策研究所等が実施した教育分野の調査データや研究成果・取組事例を集約する「公教育データ・プラットフォーム（試行版）」の公開・運用

- 政策立案に活用できるエビデンスの開発
 - ・大規模なパネル調査に基づいた、学校満足・意欲、進路、ウェルビーイング・非認知能力についての分析など、政策立案に資するエビデンスの開発
- 教育振興基本計画のフォローアップ
 - ・指標の活用等による、各目標の進捗状況の把握、政策評価と連動したフォローアップの在り方の検討
- 地方自治体における PDCA サイクルの構築推進
 - ・地方自治体の点検・評価（地教行法第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価）を活用した地方自治体の EBPM の取組の実施を促進

（４）科学技術分野における EBPM の推進

- 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会及び国立研究開発法人審議会において EBPM を推進
- 第 6 期科学技術・イノベーション基本計画のフォローアップ
 - ・内閣府総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会におけるフォローアップに協力
- NISTEP による、科学技術指標、科学技術予測調査、博士人材データベース (JGRAD) 等科学技術・イノベーション政策における基盤的なデータの整備や分析及びデータサイエンス、AI 関連技術等を用いた調査研究・データ解析手法の開発検討
- JST の研究開発戦略センター (CRDS) による、専門家の知見を活用した研究開発動向の俯瞰的な把握と、それに基づいた我が国の研究開発戦略の立案に活用できる戦略的なプロポーザルの提供
- 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業 (SciREX 事業) の実施
 - ・行政官を対象とした科学技術イノベーション研修の実施
 - ・科学技術イノベーション政策を実施する上での基礎的な知識を取りまとめた教育コンテンツ (コア・コンテンツ) の活用促進
 - ・政策への具体的な貢献を見据え、課題設定から行政官と研究者が協働して研究を行う「共進化実現プログラム」を実施。
 - ・基盤的研究・人材育成拠点 (5 拠点 6 大学) による、科学技術イノベーション政策研究分野の基盤的な知見の創出、将来の科学技術イノベーション政策を担う人材の育成 (修了生の文部科学省採用実績あり)
 - ・科学技術イノベーション政策研究分野のセミナー等の開催による関係者間の交流の推進

3. 今後のスケジュール (案)

- 4月下旬
 - ・政策体系等・行政事業レビューシート作成依頼
 - ・EBPM 関係課長等会議開催
 - ※EBPM 推進に向けた取組方針の決定等
 - ・局長等会議及び筆頭課長等会議での報告
 - ※行政事業レビュー及び政策評価の新制度等について

- 5月中旬
 - ・公開プロセス対象事業決定

- 5月下旬
 - ・行政事業レビューシートの提出・調整
 - ・重点フォローアップ対象事業の「改善の方向性」の行革事務局への提出
 - ・公開プロセス対象事業に係るレビューシート・ロジックモデルの作成、ブラッシュアップ
 - ※公開プロセス本番までの間、政策推進室を中心とした EBPM 関係課による確認や相談を実施

- 6月上旬
 - ・政策体系等の提出・調整

- 6月下旬
 - ・公開プロセス
 - ・重点フォローアップ対象事業の「改善の概要案」の行革事務局への提出

- 7月
 - ・レビューシート外部有識者点検・政策体系等有識者照会

- 8月
 - ・令和6年度新規要求レビューシート作成・調整

- 9月～
 - ・行政事業レビューシート公表
 - ・優良改善事業表彰の実施
 - ・EBPM 推進委員会にて、サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官より取組成果の発表
 - ・ロジックモデル作成担当課と取組内容の振り返り